



エンシュウ株式会社

証券コード：6218

第157回

# 定時株主総会 招集ご通知



開催日時

2025年6月25日（水曜日）  
午前10時（受付開始：午前9時）



開催場所

静岡県浜松市中央区板屋町111-1  
アクトシティ浜松コングレス  
センター4階41会議室

※お土産のご用意はございません。

## 目次

招集ご通知	3
株主総会参考書類	8
<b>第1号議案</b> 剰余金の処分の件	
<b>第2号議案</b> 取締役（監査等委員である取締役を除く）4名選任の件	
<b>第3号議案</b> 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件	
事業報告	16
連結計算書類	34
計算書類	36
監査報告書	38

株主の皆様におかれましては、日頃より格別のご高配を賜り、厚く御礼を申し上げます。

当期は、部品加工事業は概ね堅調に推移したものの、工作機械事業の売上高が大きく減少したことから将来に向けて資産の減損処理等を実施、当該費用の計上もあり売上高218億円（前期比9%減）、親会社株主に帰属する当期純損失22億円を計上致しました。

株主の皆様にご大変なご心配をおかけ致しましたことを心よりお詫び申し上げます。

期末配当につきましては、誠に遺憾ながら前期より3円減配の1株あたり10円と致したくご提案申し上げます。

一方、新中期経営計画「Make a New Enshu」初年度の成果として、部品加工事業の拡大に向けた受注活動等は順調に進捗、工作機械事業の新市場への拡販も着々と実績をあげております。

工作機械事業の自動車市場での落ち込みが予想以上に大きかったことで一時的に業績が悪化致しましたが、一昨年から継続してきた構造改革の効果も期待できることから、新年度は黒字回復を実現致します。また、工作機械事業におきましては、事業構造変革の取り組みスピードを更上げて早期の立て直しを図り、株主の皆様にご工作機械メーカーとしての「New Enshu」をお示しできるよう全力を尽くしてまいります。

株主の皆様におかれましては、引き続き一層のご支援とご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

2025年6月

## 中期経営計画「Make a New Enshu」（2025年3月期～2029年3月期）の進捗状況

### <基本方針>

- ①「売上高重視から利益額重視へ」より一層の徹底を図ってまいります
- ②「ROE5%の達成」を図ってまいります

### <各事業の状況と方向性>

- ・部品加工事業：仕事量は想定通り拡大の見込み  
→収益力の向上と事業シナジーに注力
- ・工作機械事業：自動車業界向けの受注状況が想定以上に停滞  
→仕事量に合わせた生産体制への構造改革を実施  
中長期では事業構造の抜本的な見直し（以下5事業へ）を柱に立て直しへ取り組む
  - ①システム工作機械：得意とするシステム工作機械は顧客を絞り重点的に活動
  - ②顧客共同での開発型機械製造
  - ③レーザー加工システム事業
  - ④Sler & IoT事業
  - ⑤保守サービス事業



代表取締役会長兼CEO

代表取締役社長兼COO

勝倉宏和

鈴木敦士

## 中期経営計画 財務目標

- ・売上高 250億円、営業利益10億円を目指す
- ・ROE5%以上を目指す

### 【連結財務目標】

	2023年度 (実績値)	2024年度 (実績値)	2025年度 (予想)	2028年度 (目標)
売上高	241億円	219億円	200億円	250億円
営業利益	5.4億円	-7.0億円	4.5億円	10.0億円
営業利益率	2.2%	-3.2%	2.2%	4.0%
ROE	1.9%	-20.4%	1.0%	5.0%

### 【セグメント別目標】

#### ■工作機械事業

	2023年度 (実績値)	2024年度 (実績値)	2025年度 (予想)	2028年度 (目標)
売上高	117億円	99億円	80億円	80億円
営業利益	-1.0億円	-11.3億円	-1.0億円	1.6億円
営業利益率	-0.8%	-11.4%	-1.3%	2.0%

#### ■部品加工事業

	2023年度 (実績値)	2024年度 (実績値)	2025年度 (予想)	2028年度 (目標)
売上高	123億円	119億円	119億円	170億円
営業利益	5.9億円	3.7億円	5.0億円	8.5億円
営業利益率	4.8%	3.1%	4.2%	5.0%

証券コード 6218

2025年6月9日

(電子提供措置の開始日 2025年6月3日)

株 主 各 位

静岡県浜松市中央区高塚町4888番地

**エンシュウ株式会社**

代表取締役社長 鈴木 敦 士

## 第157回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第157回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイトにて電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト [https://www.enshu.co.jp/ja/ir/general\\_meeting/](https://www.enshu.co.jp/ja/ir/general_meeting/)



また、上記のほか、インターネット上の下記ウェブサイトにも掲載しております。

東証上場会社情報サービス

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



上記ウェブサイトへアクセスして、当社名又は証券コードを入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択のうえ、ご覧ください。

なお、当日の出席に代えて、書面又はインターネットによって議決権を行使することができますので、お手数ながら、電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討のうえ、2025年6月24日(火曜日)午後4時50分までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2025年6月25日(水曜日)午前10時(受付開始:午前9時)

2. 場 所 静岡県浜松市中央区板屋町1-1-1  
アクロシティ浜松 コンgressセンター4階 41会議室

### 3. 目的事項

#### 報告事項

- 第157期(2024年4月1日から2025年3月31日まで)事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
- 第157期(2024年4月1日から2025年3月31日まで)計算書類報告の件

#### 決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く)4名選任の件
- 第3号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

以 上

- ◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上の各ウェブサイトにて修正前の事項及び修正後の事項を掲載させていただきます。
- ◎お土産のご用意はございません。
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎電子提供措置事項のうち、次の事項につきましては、法令及び当社定款の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して、交付する書面の対象としておりません。  
「業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要」、「連結株主資本等変動計算書」、「連結注記表」、「株主資本等変動計算書」、「個別注記表」
- ◎当日会場に来られなかった株主様のために肖像権及びプライバシーには十分配慮のうえでビデオ撮影を行い、後日、当社ウェブサイトにて公開する予定をしております。
- ◎今後の状況変化により、株主総会の運営に大きな変更が生じる場合には、当社ウェブサイト (<https://www.enshu.co.jp>) にてお知らせいたします。

# 1.議決権行使のお願い

- ・ご来場せず議決権を行使していただく方法として、書面に加えインターネットによる行使が可能です。
- ・書面又はインターネットによる事前の議決権行使をご利用の際は、2025年6月24日(火曜日)午後4時50分までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

議決権は、以下の方法により行使いただくことができます。

## インターネットによる 議決権行使



### 行使期限

2025年6月24日(火曜日)  
午後4時50分入力完了分まで

パソコン又はスマートフォンから議決権行使ウェブサイト(<https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>)にアクセスし、画面の案内にしたがって、各議案に対する賛否をご入力ください。(インターネット接続に係る費用は株主さまのご負担となります。)

詳細は次頁をご覧ください

## 書面による 議決権行使

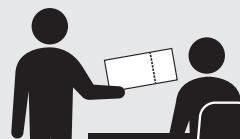


### 行使期限

2025年6月24日(火曜日)  
午後4時50分到着分まで

同封の議決権行使書用紙に各議案の賛否をご表示いただき、ご返送くださいますようお願い申し上げます。(切手を貼らずにご投函ください。)  
議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

## ご来場して 出席いただく場合



### 日時

2025年6月25日(水曜日)  
午前10時(受付開始:午前9時)

同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

## 複数回行使された場合の議決権の取り扱い

書面とインターネットにより重複して議決権を行使された場合  
インターネットによる議決権行使の内容を有効とさせていただきます。

インターネットにより複数回議決権を行使された場合  
最後に行使された内容を有効とさせていただきます。  
また、パソコン、スマートフォン等で重複して議決権を行使された場合も、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

# インターネットによる議決権行使のご案内

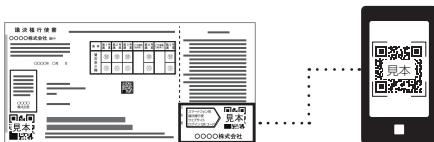
行使期限

2025年6月24日(火曜日) 午後4時50分入力完了分まで

## QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

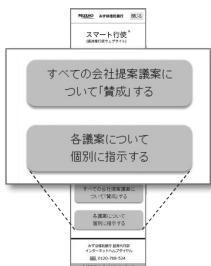
議決権行使コード及びパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。  
※QRコードを読み取れるアプリケーション（または機能）が導入されている必要があります。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



### 「スマート行使」の議決権行使は1回のみ。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがパソコン向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

※QRコードを再度読み取っていただくと、パソコン向けサイトへ遷移できます。

## 議決権行使コード・パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト

<https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



「次へすすむ」をクリック

- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」を入力

「次へ」をクリック

- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



初期「パスワード」を入力

実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください

「登録」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォン、携帯電話の操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。



みずほ信託銀行 証券代行部 インターネットヘルプダイヤル  
☎ 0120-768-524  
(受付時間 午前9時～午後9時)

機関投資家の皆様へ 当社は、株式会社ICJが運営する「機関投資家向け」議決権電子行使プラットフォームに参加しております。

## 2. 事前質問の受付について

本株主総会では、事前に株主総会の目的事項に関するご質問をお受けいたします。

受付期間：2025年6月3日（火曜日）から2025年6月17日（火曜日）午後4時50分まで

受付方法：当社ウェブサイト（<https://www.enshu.co.jp/ja/contact/157teijiform/>）へアクセス後、画面にしたがい下記の事項をご記載いただき、ご送信をお願い申し上げます。

- ・株主番号 ※議決権行使書用紙に記載されている9桁の数字
- ・氏名／フリガナ ※法人の場合は、法人名、部署名、役職もご記載ください
- ・ご質問事項 ※お一人様につき2問までとさせていただきます

事前質問のうち、株主の皆様の関心の高いご質問の中から、社外取締役が数問を抽出し、株主総会当日に担当役員よりご回答させていただく予定ですが、個別のお問い合わせに対する回答はいたしかねますので、ご了承をお願い申し上げます。

事前質問のご送付の際に当社が取得した株主様の個人情報は、本株主総会に関する業務以外に使用することはありません。



## 3. その他

### ・株主優待制度について

当社は、株主の皆様の日頃のご支援に感謝するとともに、当社株式への投資魅力を高め、より多くの皆様に当社株式をより長く保有していただくとともに、地元特産品を優待の内容とすることによる地域貢献を目的として、毎年3月31日を基準日として株主優待制度を実施しております。

詳細につきましては、当社ウェブサイト（<https://www.enshu.co.jp/ja/ir/benefits/>）にてご確認くださいませようお願い申し上げます。

### ・お土産について

本株主総会でのお土産のご用意はございません。



**第1号議案** 剰余金の処分の件

当社は成長戦略への資源配分、株主の皆様への還元の充実、安定かつ継続的な配当を維持していくための自己資本の充実を行うことを資本政策の基本的な方針としております。

純損益は損失となりましたが、株主様に安定的かつ継続的な配当を実施することなどを勘案し、1株あたり10円とさせていただきたいと存じます。

(1) 配当財産の種類  
金銭

(2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額  
当社普通株式 1株あたり金10円 総額 63,042,290円

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日  
2025年6月26日

**第2号議案** 取締役（監査等委員である取締役を除く）4名選任の件

現在の取締役（監査等委員である取締役を除く）（3名）全員は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役（監査等委員である取締役を除く）4名の選任をお願いするものであります。

取締役（監査等委員である取締役を除く）候補者は、次のとおりであります。

候補者  
番号

1

かつくら  
**勝倉**ひろかず  
**宏和**

男性

(1960年10月29日生)

所有する当社株式の数 取締役会への出席状況

22,800株 16回中16回 (100%)

**略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況**

1983年 4月 (株)日本興業銀行入行  
 2009年 1月 (株)みずほコーポレート銀行 営業第七部 副部長  
 2010年 12月 (株)みずほフィナンシャルグループ 監査役室 室長  
 2013年 2月 当社出向  
 管理本部企画推進室長 (理事)  
 2013年 8月 当社管理本部企画財務部長 (理事)  
 2014年 6月 (株)みずほフィナンシャルグループ退社・当社入社  
 当社取締役 管理本部長  
 2016年 4月 当社取締役 常務執行役員 管理本部長  
 2017年 4月 当社代表取締役 副社長執行役員 兼 管理本部長  
 2020年 12月 当社代表取締役会長 会長執行役員 兼 管理本部長  
 2023年 4月 当社代表取締役会長 会長執行役員 兼 CEO  
 現在に至る

(重要な兼職の状況)

なし

**取締役候補者とした理由**

勝倉宏和氏は、長年にわたり金融業務に携わり、広範な知識、豊富な経験を有しております。当社においては、会長として全社的な視点で会社経営に尽力するとともに、財務部門のみならず人事・総務部門など幅広く管理本部の長として牽引してまいりました。引き続き当社の今後の経営戦略の実現を図るとともに最高経営責任者として経営方針や経営戦略の策定を行うに適任と判断し、取締役として選任しております。

候補者  
番号

2

すずき  
鈴木あつし  
敦士

男性

(1961年9月16日生)

所有する当社株式の数 取締役会への出席状況

25,200株 16回中16回 (100%)

**略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況**

1986年 4月 当社入社  
 2007年 4月 ENSHU GmbH社長  
 2008年 4月 当社工作機械事業部 営業管理部長  
 2009年 4月 当社工作機械事業部 営業部主幹  
 2011年 10月 当社工作機械事業部 営業部主幹 兼 グローバル推進室部長  
 2012年 4月 当社工作機械事業部 営業部長  
 2012年 6月 当社取締役 工作機械事業部 営業部長  
 2013年 4月 当社取締役 工作機械事業部 副事業部長  
 2014年 12月 当社取締役 工作機械・レーザー事業部 副事業部長  
 2016年 4月 当社取締役 上席執行役員 工作機械・レーザー事業部長  
 2016年 6月 当社上席執行役員 工作機械・レーザー事業部長  
 2018年 4月 当社常務執行役員 工作機械・レーザー事業部長  
 2020年 12月 当社副社長執行役員 兼 工作機械・レーザー事業部長  
 2021年 4月 当社副社長執行役員 兼 営業・開発本部長  
 2021年 6月 当社取締役 副社長執行役員 兼 営業・開発本部長  
 2023年 4月 当社代表取締役社長 社長執行役員 兼 COO  
 2024年 4月 当社代表取締役社長 社長執行役員 兼 COO 兼 営業本部長  
 2025年 4月 当社代表取締役社長 社長執行役員 兼 COO 兼 営業・開発本部長  
 現在に至る

(重要な兼職の状況)

なし

**取締役候補者とした理由**

鈴木敦士氏は、工作機械事業部長として事業部を牽引した豊富な経験と実績を持ち、事業全般に精通しております。また当社現地法人であるENSHU GmbH社長、常務、副社長を歴任し、経営全般に関する知識と経験を有しております。当社の今後の経営戦略の実現を担う業務執行の責任者として適任と判断し、取締役として選任しております。

候補者  
番号

3

たしろ  
田代としかつ  
繁甲新任  
男性

(1968年8月29日生)

所有する当社株式の数 取締役会への出席状況  
4,500株 -回中-回 (-%)**略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況**

1993年 4月 当社入社  
 2015年 4月 当社輸送機器事業部 生産技術部 副部長  
 2016年 4月 当社輸送機器事業部 生産技術部 部長  
 2019年 4月 当社輸送機器事業部 生産技術部 理事  
 2021年 4月 当社執行役員 技術・製造本部 技術部長  
 2022年 4月 当社執行役員 技術・製造本部 生産管理部長  
 2023年 4月 当社常務執行役員 技術・製造本部長  
 2024年 10月 当社副社長執行役員 技術・製造本部長  
 現在に至る

(重要な兼職の状況)

なし

**取締役候補者とした理由**

田代繁甲氏は、当社の主要事業である輸送機器事業（現・部品加工事業）において、長年にわたり技術的リーダーシップを発揮し牽引してまいりました。また、当社常務、副社長を歴任し、経営全般に関する知見を有しており、技術と経営の両面から事業全般に精通した豊富な経験と実績を持ち合わせております。当社の今後の経営戦略の実現を図るとともに、業務執行の監督を行うに適任と判断し、取締役として選任しております。

候補者  
番号

4

やまじ  
山地かつひと  
勝仁

男性

(1958年11月28日生)

所有する当社株式の数 取締役会への出席状況  
0株 13回中13回 (100%)**略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況**

1982年 4月 ヤマハ発動機(株)入社  
 2003年 4月 Yamaha Motor da Amazonia Ltda.取締役  
 2009年 7月 ヤマハ発動機(株) 技術本部生産技術統括部長  
 2010年 11月 同社生産本部EG製造統括部長  
 2012年 3月 同社執行役員  
 2014年 1月 同社生産本部長  
 2015年 3月 同社上席執行役員  
 2017年 1月 同社生産本部長(兼) 調達本部担当  
 2017年 3月 同社取締役 上席執行役員  
 2019年 3月 同社取締役 常務執行役員  
 2022年 4月 同社顧問  
 2024年 6月 当社社外取締役(現任)  
 2025年 3月 ヤマハ発動機(株) 顧問退任  
 現在に至る

**(重要な兼職の状況)**

日本酸素ホールディングス(株) 社外取締役

**社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要**

山地勝仁氏は、ヤマハ発動機(株)の役員を務められ、経営者として豊富な経験と幅広い見識を有しております。当社の経営を監督していただくとともに、当社の経営全般に助言を賜ることにより、経営強化に寄与していただけるものと判断し、社外取締役として選任しております。

(注1) 各候補者と当社の間には特別の利害関係はありません。

(注2) 山地勝仁氏は、社外取締役候補者であります。

(注3) 当社は、山地勝仁氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、100万円又は法令が定める額(最低責任限度額)のいずれか高い金額としており、同氏が再任された場合、当該責任限定契約を継続する予定であります。

(注4) 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる同項に定める損害を当該保険契約により填補することとしております。各候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。

(注5) 山地勝仁氏の当社社外取締役就任期間は、本総会終結の時をもって1年であります。

(注6) 山地勝仁氏は2017年3月から2022年3月までヤマハ発動機(株)の取締役を務めておりましたが、同社は、同社の製造する二輪車製品の型式指定申請の一部において不適切な取り扱いが行われていたことを2024年6月に公表しています。なお、同社は外部調査機関を使用した調査を実施し、認証体制業務の体制強化を含めた再発防止対策に取り組んでおります。また、不正行為が確認された車種全てにおいて、基準に適合していることが国土交通省により確認されています。

## （ご参考） 役員の構成（2025年6月25日以降の予定）

第2号議案で付議させていただいている取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び当社の監査等委員が有する専門性・経験は以下のとおりです。

	取締役	性別	役職	企業 経営	技術 製造	開発	営業 マーケティング	財務	DX ※	人事	法務 リスクマネジメント	サステナビリティ	グローバル 経験
取締役	勝倉 宏和	男性	CEO	●			●	●		●	●	●	
	鈴木 敦士	男性	COO	●	●	●	●						●
	田代 繁甲	男性			●	●						●	
	山地 勝仁	社外	男性	●	●	●							●
監査等委員	村松 靖	男性						●					
	森 和彦	社外	男性	●				●			●		●
	村松 奈緒美	社外	女性							●	●	●	

※ 「DX」領域のスペシャリストはおりませんが、外部よりDXの専門家を顧問として招聘し、同顧問が「DX諮問委員会」の委員長を担い、取締役会の諮問機関として機能する体制を構築しております。

**第3号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件**

本議案は、補欠の監査等委員である取締役1名の選任をお願いするものであります。補欠の監査等委員である取締役は、監査等委員である取締役が、法令に定める員数を欠くことになった場合に、監査等委員である取締役に就任するものであります。なお、本議案に関しましては、監査等委員会の同意を得ております。

補欠の監査等委員である取締役候補者は次のとおりであります。

いしづか しん <b>石塚 伸</b>	男性 (1947年6月16日生)	所有する当社株式の数 0株	取締役会への出席状況 -回中 -回 (-%)
------------------------	------------------	------------------	---------------------------

**略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況**

1984年 10月 静岡県弁護士会登録  
1984年 10月 石塚・村松法律事務所入所  
現在に至る

(重要な兼職の状況)

石塚・村松法律事務所 弁護士

**補欠の監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要**

石塚伸氏は、弁護士としての専門的な知見及び豊富な経験を有し、企業法務の実務に長年にわたり携わっていることから、職務を適切に遂行していただけるものと判断し、補欠の監査等委員である社外取締役候補者として選任しております。

- (注1) 候補者と当社の間には特別の利害関係はありません。
- (注2) 石塚伸氏が就任した場合は、監査等委員である社外取締役となります。
- (注3) 石塚伸氏が就任した場合は、同氏が東京証券取引所の定めに基づく独立役員とする予定であります。
- (注4) 石塚伸氏が就任した場合は、当社は同氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、100万円又は法令が定める額（最低責任限度額）のいずれか高い金額としております。
- (注5) 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる同項に定める損害を当該保険契約により填補することとしております。候補者は、監査等委員である社外取締役に就任した場合には、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。

以 上

## (ご参考)

## 取締役体制 (予定)

(2025年6月25日予定)

氏名	性別	地位	担当	その他の情報
勝倉 宏和	男性	代表取締役会長	会長執行役員 兼 CEO	●
鈴木 敦士	男性	代表取締役社長	社長執行役員 兼 COO	○
田代 繁甲	男性	取締役	副社長執行役員	新任
山地 勝仁	男性	社外取締役		社外 ○
村松 靖	男性	取締役 (常勤監査等委員)		
森 和彦	男性	社外取締役 (監査等委員)		社外 独立 ○
村松 奈緒美	女性	社外取締役 (監査等委員)		社外 独立 ○

(注) ○は指名・報酬委員会委員 (●は委員長) であります。

## 執行役員体制

(2025年4月1日現在)

氏名	性別	地位	担当	その他の情報
勝倉 宏和	男性	会長執行役員	CEO	
鈴木 敦士	男性	社長執行役員	COO 営業・開発本部長	
田代 繁甲	男性	副社長執行役員	技術・製造本部長	
加藤 猛	男性	執行役員	営業・開発本部副本部長 兼 アセアン・インド統括本部長 兼 ENSHU INDIA社長	
板垣 成信	男性	執行役員	技術・製造本部副本部長	
山田 博之	男性	執行役員	技術・製造本部副本部長 CTO	
栗田 和典	男性	執行役員	技術・製造本部副本部長	
大野 裕哉	男性	執行役員	経営管理本部長 CFO	

(注) CEO (最高経営責任者) は「Chief Executive Officer」、COO (最高執行責任者) は「Chief Operating Officer」、CTO (最高技術責任者) は「Chief Technical Officer」、CFO (最高財務責任者) は「Chief Financial Officer」の略称を表しております。

## I. 企業集団の現況に関する事項

### 1. 事業の経過及び成果

当連結会計年度における経済は、景気が緩やかに回復して設備投資にも持ち直しの動きがある一方、欧米におけるインフレや高金利等の影響や中国経済の先行き懸念等、不透明な状況が続いています。

このような情勢の中、当社グループの当連結会計年度の売上高は、両事業部門ともに減少し21,886百万円（前期比9.2%減）となりました。損益につきましては、本社及び現地法人での構造改革費用の計上等により、営業損失は705百万円（前期は営業利益540百万円）、経常損失は943百万円（前期は経常利益386百万円）となり、特別損失に工作機械事業における減損損失等を計上した結果、親会社株主に帰属する当期純損失は2,261百万円（前期は親会社株主に帰属する当期純利益221百万円）となりました。

(単位：百万円)

事業別	売上高	受注高
工 作 機 械 関 連 事 業	9,869	7,026
部 品 加 工 関 連 事 業	11,945	12,446
そ の 他 部 門	70	70

以下、各事業の状況についてご報告申し上げます。

### 【工作機械関連事業】

工作機械関連事業におきましては、米国やインドで大型案件による売上が増加した一方で、国内及びASEAN、メキシコ等が前期比で減収となった結果、当連結会計年度の売上高は9,869百万円（前期比15.7%減）となり、営業損失1,126百万円（前期は営業損失98百万円）となりました。

また、受注動向については、当連結会計年度における日本工作機械工業会（日工会）によると受注総額は1兆5,097億円（前期比3.9%増）と増加に転じたものの、依然として国内需要は自動車関連の投資が伸び悩んでいると発表されています。当社としては自動車業界以外にも、Sler、医療、半導体等の新市場開拓に向けた営業活動を積極的に行ってまいりました。その結果、Sler事業における受注は増加したものの、国内外の低迷を補うほどの受注は得ることができず、当連結会計年度の受注総額は7,026百万円（前期比38.2%減）となりました。

### 【部品加工関連事業】

部品加工関連事業におきましては、新規部品の受注・生産立ち上げを推進してきましたが、国内において主要顧客向けの仕事量が減少した結果、売上高は11,945百万円（前期比2.9%減）となりました。損益面におきましては、新規部品の生産本格化に加え、生産性向上活動による費用削減を進めてまいりましたが、仕事量減少による影響が大きく営業利益は371百万円（前期比37.0%減）となりました。

### 【その他】

不動産賃貸事業により売上高は70百万円（前期と同額）となり、営業利益は49百万円（前期比0.5%増）となりました。

## 2. 対処すべき課題

工作機械関連事業におきましては、自動車業界のEV化などの外部環境変化に対応し、低迷している受注を拡大していくことが課題と捉えております。現状の仕事量に合わせた構造改革を既に進めておりますが、中長期的な売上拡大に向けては、5事業（①システム工作機械、②顧客共同での開発型機械製造、③レーザー加工システム事業、④Sler & IoT事業、⑤保守サービス事業）を柱とした事業構造への変革を推進してまいります。

部品加工関連事業におきましては、長期的には既存主力製品である大型二輪車用部品及び自動車関連部品の仕事量が不透明な中、引き続き工作機械事業のノウハウを活かした新たなモノづくりの提案による受注の拡大と製造や技術部門を主体としたロス改善による原価低減、原価高騰に対する価格転嫁も進め、利益率改善に繋げてまいります。また、自社工場での積極的な自動化、省人化を進めることで、労働力人口の減少という社会課題の解決に繋がる工作機械、Sler & IoTとの事業シナジーを発揮した高効率なモノ作りの提案に繋げてまいります。

課題並びにその対応につきましては、中期経営計画に基づき、スピーディーに対応し、収益、財務体質の改善を進めてまいります。株主の皆様におかれましては、引き続きご支援を賜りますようお願い申し上げます。

## 3. 設備投資の状況

当連結会計年度において実施しました設備投資額は1,896百万円であります。内訳は部品加工関連事業部門において1,603百万円、工作機械関連事業部門において283百万円、その他部門において9百万円でありました。

## 4. 財産及び損益の状況の推移

区 分	第154期 2022年3月期	第155期 2023年3月期	第156期 2024年3月期	第157期 2025年3月期
売上高 (百万円)	23,904	24,813	24,091	21,886
経常利益又は経常損失 (△) (百万円)	638	△39	386	△943
親会社株主に帰属する当期純利益又は当期純損失 (△) (百万円)	370	△104	221	△2,261
1株当たり当期純利益又は当期純損失 (△) (円)	58.73	△16.60	35.14	△358.71
総資産 (百万円)	33,970	34,168	33,202	29,812
純資産 (百万円)	10,705	11,362	11,808	10,379

## 5. 重要な親会社及び子会社の状況

- ① 親会社との関係  
該当事項はありません。
- ② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の出資比率	主要な事業内容
ENSHU (USA) CORPORATION	千米ドル 2,302	100.0 %	各種工作機械・専用機の販売及びサービス
ENSHU GmbH	千ユーロ 511	100.0 %	各種工作機械・専用機の販売及びサービス
ENSHU (Thailand) Limited	千バーツ 20,600	100.0 % (74.8)	各種工作機械・専用機の販売及びサービス
BANGKOK ENSHU MACHINERY Co.,Ltd.	千バーツ 50,300	100.0 % (51.7)	各種工作機械の製造、販売サポート業務
PT.ENSHU INDONESIA	千米ドル 100	100.0 % (1.0)	各種工作機械・専用機の販売及びサービス
遠州(青島) 機床製造有限公司	千元 9,867	100.0 %	各種工作機械の製造、販売サポート業務
遠州(青島) 機床商貿有限公司	千元 8,097	100.0 %	各種工作機械・専用機の販売及びサービス
ENSHU VIETNAM Co.,Ltd.	千米ドル 11,460	100.0 %	輸送機器の部品製造及び工作機械のメンテナンス
ENSHU INDIA PRIVATE LIMITED	千ルピー 35,000	100.0 % (15.4)	各種工作機械・専用機の販売及びサービス
エンシュウコネクティッド株式会社	千円 100,000	100.0 %	システムインテグレーションサービス

当社の連結子会社は上記の10社であります。  
(注) 出資比率の( )内は、間接所有分内数であります。

## 6. 主要な事業内容

事業部門	主要製品
工作機械関連事業	工作機械及び部品の製造・販売（金属加工機械と搬送装置を活用した工場生産ライン、金属加工機械（マシニングセンタ）、各種専用機）、半導体レーザー溶接システム及び樹脂溶着システムの開発並びに製造・販売
部品加工関連事業	二輪車、四輪バギー、水上バイク及び船外機のエンジン部品加工、乗用車、商用車の駆動部品の加工
その他	不動産賃貸事業

## 7. 主要な営業所及び工場

名称	所在地
本社及び工場	静岡県浜松市中央区
浜北工場	静岡県浜松市浜名区
東北支店	宮城県仙台市
東京支店	東京都品川区
大阪支店	大阪府吹田市

## 8. 従業員の状況

従業員数	前連結会計年度末比増減
873名	△115名

## 9. 主要な借入先

借入先	借入額
株式会社みずほ銀行	3,061百万円
株式会社りそな銀行	3,061百万円

(注1) 上記借入額には、株式会社みずほ銀行他によるシンジケートローンは含まれておりません。

(注2) 上記借入額には社債が含まれております。

## Ⅱ. 会社の株式に関する事項

- |             |                                |
|-------------|--------------------------------|
| 1. 発行可能株式総数 | 15,000,000株                    |
| 2. 発行済株式の総数 | 6,353,454株<br>(自己株式49,225株を含む) |
| 3. 株主数      | 4,662名                         |
| 4. 大株主      |                                |

株 主 名	持 株 数 株	持株比率 %
エンシュウ取引先持株会	1,114,290	17.67
ヤマハ発動機株式会社	645,739	10.24
INTERACTIVE BROKERS LLC	224,900	3.56
浜松ホトニクス株式会社	200,000	3.17
池浦捷行	191,600	3.03
株式会社みずほ銀行	157,267	2.49
エンシュウ従業員持株会	146,521	2.32
みずほ信託銀行株式会社	145,500	2.30
株式会社りそな銀行	141,425	2.24
損害保険ジャパン株式会社	84,600	1.34

(注) 持株比率は、自己株式を控除して計算しております。

### Ⅲ. 会社役員に関する事項

#### 1. 取締役の氏名等

氏名	地位及び担当	重要な兼職の状況
勝倉 宏和	代表取締役会長 会長執行役員 兼 CEO	
鈴木 敦士	代表取締役社長 社長執行役員 兼 COO 営業本部長	
山地 勝仁	社外取締役	日本酸素ホールディングス株式会社 社外取締役
村松 靖	取締役 常勤監査等委員	
森 和彦	社外取締役 監査等委員	浜松ホトニクス株式会社 取締役常務執行役員経営管理 統括本部長 株式会社磐田グランドホテル 監査役 株式会社浜松ホトアグリ 監査役 浜松ホトニクス・コーポレート・ベンチャー・キャピ タル株式会社 監査役 一般財団法人浜松光医学財団 監事 HAMAMATSU PHOTONICS(CHINA)CO.,LTD 監事 NKT Photonics A/S 取締役
村松奈緒美	社外取締役 監査等委員	石塚・村松法律事務所 弁護士 株式会社サーラコーポレーション 社外取締役(監査等 委員) 株式会社河合楽器製作所 社外取締役 浜松エフエム放送株式会社 社外監査役 ハイフオトニクス株式会社 社外取締役(監査等委員)

(注1) 取締役山地勝仁氏、森和彦氏並びに村松奈緒美氏は、社外取締役であります。

(注2) 取締役村松靖氏は、常勤の監査等委員であります。常勤の監査等委員を選定している理由は、社内事情を熟知した者が、取締役会以外の重要な会議への出席や、内部監査部門等との連携を密に図ることにより得られた情報をもとに、監査等委員会による監査の実効性を高めるためであります。また、長年にわたり金融業界に携わり、広範な知識、豊富な経験を有しており、(株)りそな銀行では支店長を務められてきた経験から、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものです。

(注3) 取締役山地勝仁氏、森和彦氏並びに村松奈緒美氏は東京証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員であります。

(注4) 監査等委員森和彦氏は、浜松ホトニクス株式会社では財務・経理を所管する経営管理部門を統括する取締役を務められており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものです。

(注5) 2024年6月26日開催の第156回定時株主総会において、山地勝仁氏は取締役に選任され、就任いたしました。

(注6) 墨岡良一氏は2024年6月26日開催の第156回定時株主総会終結の時をもって、任期満了により取締役に退任いたしました。

(注7) 2024年6月26日開催の第156回定時株主総会において、村松靖氏は監査等委員である取締役に選任され、就任いたしました。

(注8) 中山喜則氏は2024年6月26日開催の第156回定時株主総会終結の時をもって、任期満了により監査等委員である取締役に退任いたしました。

## 2. 責任限定契約の内容の概要

当社は、2016年6月29日開催の第148回定時株主総会で定款を変更し、取締役（業務執行取締役等であるものを除く）の責任限定契約に関する規定を設けております。当該定款に基づき当社が取締役村松靖氏及び社外取締役の全員と締結した責任限定契約の内容の概要は次のとおりであります。

- ・取締役（業務執行取締役等であるものを除く）が任務を怠ったことにより当社に対して損害賠償責任を負う場合は、100万円又は会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額いずれか高い額を限度として、その責任を負うことといたします。
- ・上記の責任限定が認められるのは、当該取締役（業務執行取締役等であるものを除く）が責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときに限るものといたします。

## 3. 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、当社の取締役及び執行役員を被保険者とする役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと、又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって負担することになる損害を当該保険契約により填補することとしております。ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど、一定の免責事由があります。

## 4. 取締役の報酬等

### ① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針（以下、決定方針という。）を定めており、基本報酬、業績連動報酬としての長期業績連動報酬（株式購入）と短期業績連動報酬により構成される取締役の報酬は月額報酬としております。長期業績連動報酬は、対象となる取締役に対する金銭報酬の中から毎月一定額を役員持株会に拠出し自社株を取得するものです。短期業績連動報酬は、会社の業績をもとに決定しております。社外取締役については、業務執行を行うものではないことを踏まえ、業績連動報酬は支給せず、基本報酬のみとしております。

また、決定方針は、判断の客観性と透明性を高めるため、独立社外取締役が過半数を占める指名・報酬委員会の審議、答申を踏まえ、取締役会の決議により決定しております。

当事業年度の役員報酬の決定につきましては、指名・報酬委員会が決定方針との整合性を含めた多角的な検討を行っており、原案を決議する権限を有しております。取締役会はその原案に基づき承認決定しております。監査等委員である取締役の各報酬額は、監査等委員の協議により決定しております。なお、2025年3月期の取締役（監査等委員及び社外取締役を除く。）報酬につきましては、業績の悪化を受けて、報酬の一部減額を行っております。

② 取締役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役（監査等委員は除く）の報酬等の額は、2016年6月29日開催の第148回定時株主総会において年額200百万円以内（うち、社外取締役分は年額20百万円以内）と決議いただいております（使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない）。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は4名（うち、社外取締役は1名）です。

監査等委員である取締役の報酬等の額は、2016年6月29日開催の第148回定時株主総会において年額50百万円以内と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の監査等委員である取締役の員数は3名（うち、社外取締役は2名）です。

③ 取締役の報酬等の総額等

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)			対象となる役員 の員数 (人)
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取締役 (うち社外取締役)	51 (3)	43 (3)	7 (-)	- (-)	4 (2)
取締役 (監査等委員) (うち社外取締役)	21 (7)	21 (7)	0 (-)	- (-)	4 (2)

(注1) 取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

(注2) 2025年3月期の取締役（監査等委員及び社外取締役を除く。）報酬につきましては、業績の悪化を受けて、報酬の一部減額を行っております。

④ 業績連動報酬等に関する事項

業績連動報酬等の額（または数）の算定の基礎として選定した業績指標の内容は、前期末時点における前期連結純利益と当期連結純利益見通しであり、会社の収益状況等を示す重要な財務数値であることから、当該指標を選択しております。

業績連動報酬の額の決定方法は、原則として前期連結純利益と当期連結純利益見通しとの加重平均の値を算出し、評価ランク及び乗率を決定したのち、標準額に乗率を掛け報酬額を決定しております。ただし、当期連結純利益見通しが前期連結純利益を上回る場合は、前期連結純利益をもとに評価ランク及び乗率を決定したのち、標準額に乗率を掛け報酬額を決定しております。なお、業績悪化のため、2024年10月より業績連動報酬を全額不支給としております。

(百万円)

項目	ウェイト	見通し
前期連結純利益 (156期)	100%	230
当期連結純利益 (157期)	0%	470

## 5. 社外役員に関する事項

重要な兼職先と当社との関係及び当期における主な活動状況等

- ・社外取締役 山地勝仁氏  
同氏は日本酸素ホールディングス株式会社の社外取締役に就任しております。なお当社と当該法人との関係で記載すべき該当事項はありません。  
当期における主な活動状況としましては、2024年6月26日の就任後に開催した取締役会13回中13回に出席し、長年にわたる経営者としての豊富な経験と幅広い見識をもとに積極的に発言を行いました。
- ・社外取締役（監査等委員） 森和彦氏  
同氏は、当社の持株比率3.17%を保有する大株主である浜松ホトニクス株式会社の取締役常務執行役員経営管理統括本部長を兼務しております。また、株式会社磐田グランドホテル、株式会社浜松ホトアグリ及び、浜松ホトニクス・コーポレート・ベンチャー・キャピタル株式会社の監査役並びに、一般財団法人浜松光医学財団及び、HAMAMATSU PHOTONICS(CHINA)CO.,LTDの監事、NKT Photonics A/Sの取締役に就任しております。なお、当社と当該他の法人等との関係で記載すべき該当事項はありません。  
当期における主な活動状況としましては、当期に開催した取締役会16回中14回に出席、監査等委員会12回中10回に出席し、主に財務及び会計に関する豊富な経験と幅広い見識をもとに積極的に発言を行いました。
- ・社外取締役（監査等委員） 村松奈緒美氏  
同氏は、石塚・村松法律事務所の弁護士であります。また、株式会社河合楽器製作所の社外取締役及び、株式会社サーラコーポレーション、パイフォトンクス株式会社の社外取締役（監査等委員）並びに、浜松エフエム放送株式会社の社外監査役に就任しております。なお、当社と当該他の法人等との関係で記載すべき該当事項はありません。  
当期における主な活動状況としましては、当期に開催した取締役会16回中16回に出席、監査等委員会12回中12回に出席し、主に弁護士として専門的知見から積極的に発言を行いました。
- ・社外取締役3名は、指名・報酬委員会に出席し、取締役及び執行役員の人事・報酬に関し、実質的決定権を有しております。

#### Ⅳ. 会計監査人の状況

##### 1. 会計監査人の名称

仰星監査法人

##### 2. 会計監査人の報酬等の額

区 分	金 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	34百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき 金銭その他の財産上の利益の合計額	34百万円

(注1) 監査等委員会は、会計監査人から説明を受けた当事業年度の会計監査計画の監査日数や人員配置などの内容、前年度の監査実績の検証と評価、会計監査人の監査遂行状況の相当性、報酬の前提となる見積もりの算出根拠を精査した結果、会計監査人の報酬等の額について同意いたしました。

(注2) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法監査と金融商品取引法監査の報酬等の額は明確に区分できないため、これらの合計額を記載しております。

##### 3. 非監査業務の内容

該当する事項はございません。

##### 4. 子会社の監査に関する事項

当社の海外子会社につきましては、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。

##### 5. 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。また監査等委員会は会計監査人が職務を適切に遂行することが困難と認められる場合等、その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任又は不再任に関する議案を決定し、取締役会は、当該決定に基づき当該議案を株主総会の目的とすることといたします。

##### 6. 会計監査人の業務停止処分に関する事項

該当事項はありません。

## V. 会社の体制及び方針

当社は、2024年4月25日開催の取締役会において、「取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務並びに当社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして法務省令で定める体制の整備」について決議しており、決議内容は下記のとおりであります。

### 1. 当社の取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社の取締役会は、「エンシュウ株式会社 行動規範」を定め、当社の取締役及び執行役員（以下、「取締役等」という）は、法令・定款を遵守するための法令遵守体制に関わる規程を整備する。経営管理部は、内部統制を推進し、内部監査部は、内部統制の評価を行う。また、法令遵守の全社的推進組織として、内部統制会議議長より任命された担当部長を委員長とする「リスク・コンプライアンス委員会」を設置する。同委員会は、年2回の内部統制会議において、当社の取締役等の法令遵守状況等について報告を行い、取締役会はこれをレビューする。

### 2. 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社の取締役等は、情報の保存及び管理に関する規程を整備し、情報の保存及び管理に関する全社的推進組織として、内部統制会議議長より任命された担当部長を委員長とする「情報管理委員会」を設置する。同委員会は、年2回の内部統制会議において、当社の取締役等の職務の執行に係る情報の保存及び管理の状況について報告を行い、取締役会はこれをレビューする。

### 3. 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社の取締役等は、損失の危険の管理に関する規程を整備し、損失の危険の管理に関する全社的推進組織として、内部統制会議議長より任命された担当部長を委員長とする「リスク・コンプライアンス委員会」を設置する。同委員会は、経営活動の遂行を阻害するリスク要因を整理して年2回の内部統制会議において報告を行い、取締役会は、それらの発生予防と発生時の損害を最小限にするように必要な指示を行う。

特に、会社に重大な影響を及ぼす可能性のある品質問題については、全社部長会で定期的にモニタリングし、必要に応じて経営会議で対応を協議する。

#### 4. 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社の取締役会は、取締役会規則に基づき経営の基本方針、法令で定められた事項等を決定し、当社の取締役等の業務執行状況を監督する。取締役会は、上記以外の業務執行に係る決定を社長に委任し、社長は経営会議において重要な意思決定を行う。また、当社の取締役等の職務執行が効率的に行われるよう規程類の整備を行う。

#### 5. 当社の使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社の取締役会は、「エンシュウ株式会社 行動規範」を定め、当社の取締役等は、法令・定款を遵守するための法令遵守体制に関わる規程を整備するとともに、法務室を設置して各種法令に関する社内指導を行う。また、法令遵守の全社的推進組織として、内部統制会議議長より任命された担当部長を委員長とする「リスク・コンプライアンス委員会」を設置する。同委員会は、年2回の内部統制会議において、当社の使用人の法令遵守状況について報告を行い、取締役会はこれをレビューする。

#### 6. 次に掲げる体制その他の当社並びにその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

##### 6-イ.当社の子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

当社の取締役等は、当社の子会社が重要事項を当社に報告するための規程として「関係会社管理規程」を定める。また、業務執行状況・財務状況等を定期的に当社に報告する体制を確保し、年2回の現法合同役員会等を通じて、円滑な情報交換を推進する。

##### 6-ロ.当社の子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社の取締役等は、当社の子会社の損失の危険の管理を推進するため、年2回の現法合同役員会等を通じて、子会社の取締役等との情報交換を行い、また、必要に応じて取締役等又は社員を子会社に派遣する。当社の「リスク・コンプライアンス委員会」は、子会社の損失の危険の管理に関し、必要な指導を行う。

##### 6-ハ.当社の子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社の取締役等は、当社の子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するため、「関係会社管理規程」を定め、年2回の現法合同役員会等により、情報交換を行い、また必要に応じて取締役等又は社員を子会社に派遣する。

## 6-2. 当社の子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社の取締役等は、当社の子会社の取締役等に対し、「関係会社管理規程」により必要な報告を求め、所在国の法令等を踏まえて各社ごとに「行動規範」を定めるよう指示し、子会社の取締役等は、法令・定款を遵守するための法令遵守体制を整備する。また、当社の取締役等は、当社の子会社の取締役等の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するため、年2回の現法合同役員会等を通じて情報交換を行い、また必要に応じて、取締役等又は社員を子会社に派遣する。

## 7. 当社の監査等委員会の職務を補助すべき取締役等及び使用人に関する事項

当社の監査等委員会より職務を補助すべき取締役等及び使用人を置くことを求められた場合は、速やかに対応するものとし、補助すべき使用人の配置にあたっては当社の監査等委員会と協議しその意見を十分考慮して検討を行う。

## 8. 前号の取締役等及び使用人の当社の他の取締役等（監査等委員である取締役を除く）からの独立性に関する事項

当該取締役等の業績評価、及び当該使用人の人事異動、人事考課については当社の監査等委員会の同意を得る。

## 9. 当社の監査等委員会の第7号の取締役及び使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

当該取締役等及び使用人の当社の他の取締役等（監査等委員である取締役を除く）からの独立性を確保することで、当社の監査等委員会の職務を補助すべき取締役等及び使用人に対する指示の実効性を確保する。

## 10. 次に掲げる体制その他の当社の監査等委員会への報告に関する体制

### 10-イ. 当社の取締役等（監査等委員である取締役を除く）並びに使用人が当社の監査等委員会に報告をするための体制

当社の取締役等及び使用人は、重要な業務執行を審議するため、経営会議等を開催し、当社の監査等委員は、会議等に出席しその報告を受ける体制とし、報告を受けた監査等委員は、監査等委員会へその内容を報告する。また、取締役等及び使用人は、全社的（当社及び当社グループ）に特に重大な影響を及ぼす事項については、即報制度等により、速やかに監査等委員に報告する。

**10-ロ.当社の子会社の取締役等及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当社の監査等委員会に報告をするための体制**

当社の子会社の取締役等及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者は、「関係会社管理規程」を通じて当社の取締役等に報告し、当該取締役等は当社の監査等委員に対して、当社並びにその子会社から成る企業集団に重大な影響を及ぼす事項及び内容を速やかに報告する。報告を受けた監査等委員は、監査等委員会へ報告する。

**11. 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制**

前号の報告をした当社並びにその子会社から成る企業集団の取締役等及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が、当該報告をしたことを理由とした不利益な扱いを受けないよう取締役会及び経営会議が監視する。

**12. 当社の監査等委員の職務の執行（監査等委員会の職務の執行に関するものに限る）について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項**

当社の監査等委員がその職務の執行について、会社法第399条の2第4項に基づく費用の前払い等の請求をした時は、明らかに監査等委員の職務の執行に必要でない場合を除き、経営管理本部は速やかに当該費用又は債務を処理する。

**13. その他当社の監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制**

当社の監査等委員は、監査が効率的且つ効果的に行われるために、経営会議等重要会議に出席し、代表取締役及び会計監査人との定期的な意見交換会を開催する。また、内部監査部より報告を受け、必要に応じ調査を依頼することができる。

**14. 反社会的勢力との関係を遮断し、排除するための体制**

反社会的勢力への対抗姿勢として、企業としての信頼を維持し、業務の適正性・健全性を維持するために、「エンシュウ株式会社 行動規範」及び「コンプライアンス・マニュアル」を制定し、断固たる態度で反社会的勢力との関係を遮断・排除する。反社会的勢力による不当要求等に対しては、社内関係部門及び外部専門機関との協力体制を整備し、反社会的勢力に対して常に注意を払うとともに、何らかの関係を有してしまったときは、外部専門機関と連携し、速やかに関係を解消する。

## Ⅵ. コーポレートガバナンスに関する取り組み

### 1. 基本的な考え方

当社は、当社経営理念に基づき、様々なステークホルダーとの共存共栄を図りながら、持続的な成長と中長期的な企業価値向上を企図した経営を行っております。

その実現のためには、経営の透明性、法令遵守及び環境変化への迅速な対応等を確保できる体制が必要であり、取締役会はコーポレートガバナンス・ガイドラインを制定してコーポレートガバナンスの維持、強化に努めます。

### 2. 上場株式の政策保有に関する方針

当社は、株価変動リスクが財務状況に大きな影響を与え得ることに鑑み、当社グループの企業価値の維持・向上に資すると判断される場合を除き、原則これを保有しないこととしております。政策保有上場株式の時価総額は、2025年3月末現在、総資産の0.024%となっており、今後とも不要な政策保有株式は処分し縮減に努めます。

### 3. サステナビリティに関する取り組み

当社は、経営理念にもある“共生・共栄”の考えに基づき、ものづくりで培った技術力をもって、持続可能な社会の実現に貢献するとともに、企業価値の向上を目指します。

これを実現するために私たちは、気候変動などの地球環境問題、人権の尊重、従業員の健康・労働環境や公正・適切な処遇、取引先との公正・適正な取引、地域社会への貢献、自然災害等への危機管理などサステナビリティを巡る課題に対して、積極的に取り組みます。

この取り組みを行うにあたっては、中長期的な視点から企業活動を通じ実践すべき主要テーマとして、5つの項目を掲げます。

- ① お客様の環境負荷低減に向けた製品やサービスの提供
- ② 自社工場等の環境負荷低減
- ③ 地域社会への貢献
- ④ 女性活躍の推進・働きやすい環境づくり
- ⑤ 自然災害等への危機管理の徹底

### 4. 独立社外取締役の独立性判断基準

東京証券取引所が定める独立性基準に加え、以下の各要件のいずれかに該当する者は、独立性を有しないものと判断します。

(1) 現在において、次の①～⑥のいずれかに該当する者

- ①当社の主要な株主（議決権所有割合10%以上の株主）又はその業務執行者

- ②当社の取引先で、直近事業年度における当社との取引額が当社の年間連結総売上の2%を超える取引先又はその業務執行者
  - ③当社を取引先とする者で、直近事業年度における当社との取引額がその者の年間連結総売上の2%を超えるもの又はその業務執行者
  - ④当社の会計監査人である公認会計士又は監査法人の社員、パートナー若しくは従業員
  - ⑤当社から、直近事業年度において年間1,000万円以上の寄附又は助成を受けている組織の業務執行者
  - ⑥弁護士、公認会計士又は税理士その他のコンサルタントであって、役員報酬以外に、当社から過去3事業年度の平均で、年間1,000万円以上の金銭その他の財産上の利益を得ている者
- (2) 過去3年間のいずれかの時点において、上記①～⑥のいずれかに該当していた者

## 5. 指名・報酬委員会

当社は、役員の選任・解任や報酬決定等における透明性や妥当性をより高めるため、取締役会決議事項の役員人事に関する事項について、原案を決議する権限を付与し、取締役会はこの原案を承認することとしております。

「指名」に関する役割としては、将来への経営戦略及びそれを実践するための人物要件等を確認しながら、社長をはじめとする取締役・執行役員の選任・解任・昇格・降格を審議し、それらの経営幹部の育成状況を監督しております。

「報酬」に関する役割としては、社長をはじめとする取締役・執行役員の報酬決定に関する方針及び個人別の評価・報酬について審議しております。

委員会は委員3名以上で構成し、過半数は社外取締役から選任することとしております。

原則年2回以上開催しております。

## 6. 取締役会全体の実効性についての分析・評価

当社は、当社の「コーポレートガバナンス・ガイドライン」第31条第4項に基づき、各取締役が、取締役会の実効性等につき評価を行ったうえで、それを踏まえた前年度の分析・評価を2025年4月22日付取締役会において行いました。その結果を踏まえ、次年度取締役会においては、中期経営計画の未達要因の分析やその対応並びに経営戦略の策定に関する議論をリアリティチェック含め従来以上に深めてまいります。

## 7. 元代表取締役社長等である相談役・顧問等

元代表取締役社長等である相談役・顧問はおりません。

なお、DXの専門家1名を顧問として当社に招聘しておりますが、外部より招聘しており、当社の元代表取締役社長等ではございません。

(注) 事業報告は、次により記載しております。

百万円単位の記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

## 連結貸借対照表

(2025年3月31日現在)

(単位：百万円、百万円未満は切捨て)

科 目	金 額	科 目	金 額
<b>(資産の部)</b>		<b>(負債の部)</b>	
<b>流動資産</b>	<b>15,249</b>	<b>流動負債</b>	<b>9,420</b>
現金及び預金	4,440	支払手形及び買掛金	1,142
受取手形及び売掛金	2,265	電子記録債務	664
電子記録債権	1,372	短期借入金	4,314
商品及び製品	2,826	1年内償還予定の社債	1,080
仕掛品	1,914	リース債務	53
原材料及び貯蔵品	2,240	未払法人税等	48
その他	198	契約負債	406
貸倒引当金	△9	賞与引当金	307
		関係会社清算損失引当金	8
<b>固定資産</b>	<b>14,489</b>	その他の	1,395
<b>有形固定資産</b>	<b>14,177</b>	<b>固定負債</b>	<b>10,012</b>
建物及び構築物	2,361	社債	2,360
機械装置及び運搬具	3,430	長期借入金	3,740
土地	7,063	リース債務	251
リース資産	218	繰延税金負債	160
建設仮勘定	626	再評価に係る繰延税金負債	1,465
その他	476	退職給付に係る負債	1,820
		資産除去債務	40
<b>無形固定資産</b>	<b>50</b>	その他の	175
リース資産	5	<b>負債合計</b>	<b>19,433</b>
その他	45	<b>(純資産の部)</b>	
<b>投資その他の資産</b>	<b>261</b>	<b>株主資本</b>	<b>5,246</b>
投資有価証券	13	資本金	4,640
繰延税金資産	175	利益剰余金	676
その他	74	自己株式	△71
貸倒引当金	△2	<b>その他の包括利益累計額</b>	<b>5,132</b>
<b>繰延資産</b>	<b>72</b>	その他有価証券評価差額金	3
		土地再評価差額金	3,435
		為替換算調整勘定	1,456
		退職給付に係る調整累計額	237
<b>資産合計</b>	<b>29,812</b>	<b>純資産合計</b>	<b>10,379</b>
		<b>負債及び純資産合計</b>	<b>29,812</b>

# 連結損益計算書

(2024年4月1日から  
2025年3月31日まで)

(単位：百万円、百万円未満は切捨て)

科 目	金 額
売上高	21,886
売上原価	19,202
売上総利益	2,684
販売費及び一般管理費	3,389
営業損失(△)	△705
営業外収益	
受取利息	25
受取クレーム補償金	12
その他	37
営業外費用	
支払利息	160
為替差損	97
その他	56
経常損失(△)	△943
特別利益	
固定資産売却益	0
特別損失	
固定資産廃棄損	0
減損損失	1,325
退職特別加算金	94
税金等調整前当期純損失(△)	△2,364
法人税、住民税及び事業税	126
法人税等調整額	△228
当期純損失(△)	△2,261
親会社株主に帰属する当期純損失(△)	△2,261

# 貸借対照表

(2025年3月31日現在)

(単位：百万円、百万円未満は切捨て)

科 目	金 額	科 目	金 額
<b>(資産の部)</b>		<b>(負債の部)</b>	
<b>流動資産</b>	<b>12,529</b>	<b>流動負債</b>	<b>9,072</b>
現金及び預金	2,951	支払手形	15
受取手形	0	買掛金	992
売掛金	2,824	電子記録債権	664
商品及び製品	1,372	短期借入金	4,314
仕掛品	1,168	1年内償還予定の社債	1,080
材料及び貯蔵品	1,669	リース負債	52
関係会社短期貸付金	1,458	未払消費税等	534
未収入金	542	未払法人税等	98
前払費用	435	契約負債	30
その他金	50	預り金	381
倒引当金	56	賞与引当金	104
	△0	未払消費税等	307
<b>固定資産</b>	<b>15,096</b>	関係会社清算損失引当金	245
<b>有形固定資産</b>	<b>13,075</b>	営業外電子記録債権	51
建物	1,620	その他	197
構築物	97	<b>固定負債</b>	<b>9,961</b>
機械及び装置	3,271	長期借入金	3,740
車両運搬具	6	リース負債	2,360
工具、器具及び備品	177	再評価に係る繰延税金負債	248
土地	7,063	繰延税金負債	1,465
リース資産	218	退職給付引当金	1
建設仮勘定	620	長期未払金	2,019
<b>無形固定資産</b>	<b>50</b>	資産除去負債	49
ソフトウェア	14	長期預り保証金	40
リース資産	5		35
その他	30	<b>負債合計</b>	<b>19,033</b>
<b>投資その他の資産</b>	<b>1,970</b>	<b>(純資産の部)</b>	
投資有価証券	12	<b>株主資本</b>	<b>5,225</b>
関係会社株	515	資本金	4,640
出資金	0	利益剰余金	655
関係会社出資金	1,331	利益準備金	40
関係会社長期貸付金	70	その他利益剰余金	615
従業員に対する長期貸付金	27	繰越利益剰余金	615
その他	15	<b>自己株式</b>	<b>△71</b>
倒引当金	△2	<b>評価・換算差額等</b>	<b>3,439</b>
<b>繰延資産</b>	<b>72</b>	その他有価証券評価差額金	3
社債発行費用	72	土地再評価差額金	3,435
<b>資産合計</b>	<b>27,698</b>	<b>純資産合計</b>	<b>8,664</b>
		<b>負債及び純資産合計</b>	<b>27,698</b>

# 損益計算書

(2024年4月1日から  
2025年3月31日まで)

(単位：百万円、百万円未満は切捨て)

科 目	金 額
売上高	19,589
売上原価	17,875
売上総利益	1,714
販売費及び一般管理費	2,160
営業損失(△)	△445
営業外収益	
受取利息	14
受取配当金	890
受取口イヤリテイ	43
その他の	55
営業外費用	
支払利息	159
雑損	6
為替差損	93
その他の	43
経常利益	302
特別利益	255
固定資産売却益	0
特別損失	
減損損失	1,183
固定資産廃棄損	0
退職特別加算金	94
当期純損失(△)	1,278
税引前当期純損失(△)	△1,022
法人税、住民税及び事業税	50
法人税等調整額	△98
当期純損失(△)	△974

## 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

## 独立監査人の監査報告書

2025年5月23日

エンシュウ株式会社  
取締役会 御中

仰星監査法人  
名古屋事務所

指定社員 公認会計士 堤 紀彦  
業務執行社員  
指定社員 公認会計士 鬼頭 功一郎  
業務執行社員

## 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、エンシュウ株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、エンシュウ株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業の前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

- ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 会計監査人の監査報告書

## 独立監査人の監査報告書

2025年5月23日

エンシュウ株式会社  
取締役会 御中

仰星監査法人  
名古屋事務所

指定社員 公認会計士 堤 紀彦  
業務執行社員  
指定社員 公認会計士 鬼頭 功一郎  
業務執行社員

## 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、エンシュウ株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの第157期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 監査等委員会の監査報告書

## 監査報告書

当監査等委員会は、2024年4月1日から2025年3月31日までの第157期事業年度の取締役の職務の執行に関して、監査いたしました。その方法及び結果について以下のとおり報告いたします。

## 1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号口及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

- ① 監査等委員会が定めた監査等委員会監査等の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、経営会議等重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

## (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

## (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人仰星監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

## (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人仰星監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年5月27日

エンシュウ株式会社 監査等委員会  
常勤監査等委員 村松 靖 ㊟  
監査等委員 森 和彦 ㊟  
監査等委員 村松奈緒美 ㊟

(注) 監査等委員森和彦及び村松奈緒美は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以上

# 株主総会会場ご案内図

**日時** 2025年6月25日（水曜日）午前10時（受付開始：午前9時）

**場所** 静岡県浜松市中央区板屋町111-1  
アクトシティ浜松コングレスセンター4階41会議室



## 交通のご案内



電車

J R 浜松駅北口より徒歩5分  
J R 浜松駅前・バスターミナル地下広場から  
アクトシティ連絡地下道 B をご利用いただくと便利です。

## エンシュウ株式会社

〒432-8522 静岡県浜松市中央区高塚町4888番地  
電話：053-447-2111（代表）  
<https://www.enshu.co.jp/>



見やすく読みまちがえにくい  
ユニバーサルデザインフォント  
を採用しています。

